

懇談会報告を受けた移管基準の見直しについて

平成 1 7 年 7 月

内 閣 府

1 経緯

平成16年6月の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の報告の指摘を踏まえ、内閣総理大臣（国立公文書館）への歴史資料として重要な公文書等の移管を促進すべく、各府省庁から内閣総理大臣（国立公文書館）に対する歴史的公文書の移管基準の改正に本年1月に着手し、これまで各府省庁と協議。今般内容について合意（6月30日）。

2 内容

(1) 見直しの対象等

国立公文書館法第15条第1項に基づく内閣総理大臣と各行政機関との間での移管に関する「定め」のうち、

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）の実施について（平成13年3月30日各府省庁官房長等申合せ）」

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）等の運用について（平成13年3月30日各府省庁文書課長等申合せ）」

につき、必要な見直しを行い、平成17年度移管より適用。（なお、「歴

史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）」については改正を要しない。）

（2）新たに移管基準の中に盛り込まれる事項等

従来の「国政上の重要事項」といった定性的基準に加え、以下の明確な基準を整備し、当該基準に該当するものは原則として移管対象とすること等とした。

イ 国立公文書館に移管すべき文書について、公文書等を類型化し、できる限り客観的かつ明確な基準を整備するため、

定型的基準の導入

- ・ 保存期間30年以上経過した文書
- ・ 閣議請議文書
- ・ 事務次官以上の決裁文書

文書課長等申合せ別表の移管することが適当な行政文書の例示についても、定型的なものに改正

ロ 時間を経ることにより歴史的に重要な価値を持つが、体系的に保存されることが少ないことから、その体系的保存を図るべく、

本府省庁保有の広報資料（広報誌、PR用パンフレット、ポスター、ビデオ）

文書閲覧窓口制度に基づく閲覧目録掲載の文書等

を移管対象として明記

ハ 将来にわたるより確実な移管を図るとともに、毎年度の移管事務を軽減するため、

- ・ 公文書等のうち予算書、決算書、年次報告書等の毎年または隔

年等に定期的に作成される文書

について、内閣府（内閣総理大臣）と各府省庁との間で移管すべき文書を将来にわたって合意しておく制度を新設

二 国政上の重要事項等に係る公文書等の体系的保存をより促進するため、

・各府省庁横断的に内閣府（内閣総理大臣）が予め指定した特定の国政上の重要事項等

について、移管につき各行政機関と合意する制度を新設

ホ 重要な歴史的資料を確実に移管・保存していくため、内閣総理大臣が、内閣府及び国立公文書館職員への行政文書の提示及び説明等必要な措置を求めた場合には、各府省庁はこれに協力するものとすること

（３） スケジュール

6月30日 各府省庁からの移管基準の改定完了

7月以降 平成17年度移管作業を改定後の新基準により開始。

（注）1．会計検査院との間では別途同様の移管基準の改定を行い（7月12日）、平成17年度移管より適用。

2．行政機関との移管基準改定を踏まえ、最高裁（司法）の間でも移管に関する定め（移管基準）について早期の合意を目指す。

(参考1)

公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について(抄)

(平成16年6月28日 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会)

3 必要な取組

(3) 公文書等の散逸防止

イ 移管基準の明確化、移管手続の見直し

国立公文書館に移管すべき文書について、公文書等を再度類型化し、できる限り客観的かつ明確な基準を早急に整備する必要がある。例えば、保存期間30年以上の文書、閣議請議文書、部局長以上の決裁の対象とされている文書は、すべて移管することとして廃棄を認めないことにすることが考えられる。行政機関が業務上必要な場合には、保存期間を延長できる制度が存在する以上、非現用となった文書につき、廃棄の自由を無限定に認める必要性は乏しいと考えられ、国立公文書館法第15条第2項の改正も視野に入れながら検討する必要がある。

公文書等のうち毎年または隔年等に定期的に作成される文書については、内閣府と各府省の間で移管すべき文書を包括的に合意しておくことも、有益である。

特定の歴史的に重要な政策事項に関する公文書等を各府省横断的に移管するため、特定重要政策事項を予め指定する制度を導入することも有意義である。

具体的には、各年度において、例えば過去3年前までに発生した重要な政策事項のうち特に歴史的見地から重要と思われる特定の事項を指定し、当該事項に関連して作成された文書については、各府省横断的に、保存期間満了を待たず、可能な限り早く協議を開始し、移管すべき文書を確定しておくこととする。

これにより、行政機関においては、保存期間の最終年度に膨大な公文書等をゼロから選別する作業が軽減されるとともに、こうした制度が整備され、指定された事項が公表されれば、国立公文書館において、どのような事項に関わる公文書等が保存されているか、あるいは保存される予定なのかについて国民が知ることができる。また、どのような事項が歴史的に重要な公文書等になりうるのかについての共通の理解を醸成することによって直接指定されなかった事項についても公文書等の体系的保存や移管が進むことも期待される。

特定の事項の指定については、政治、行政、法律、経済、文化、社会など幅広い分野の専門家の知見を活用すべきである。

現在、各府省が作成している広報資料（広報誌、PR用パンフレット、ポスター、ビデオ等）、文書閲覧窓口制度に基づき、各府省が閲覧目録に掲載する文書等について、目録掲載時に国立公文書館に必ず送付することとすべきである。こうした資料は、作成時には広く入手可能であるが、体系的に保存されているものではなく、また、時間を経ることによって歴史的に重要な価値を持つものであるからである。

（6）公文書等の収集対象の拡大

ア 行政機関が保管する文書（写真等、広報資料、白書等）

白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行される資料及びポス

ター、パンフレット等の広報資料については、いずれも国の制度や政策の分かりやすい解説としての価値にとどまらず、時系列的に長期間まとめて保存することにより、制度・政策の変遷を読み取ることもできるという重要な意義を有する文書である。このため、行政機関が作成・配布するポスター、パンフレット等についても、作成時又は配布時に国立公文書館にも必要部数を移管することとする必要がある。

そのための方策としては、白書等を国立公文書館への移管対象とするために、官房長等申合せの改正を速やかに行う必要がある。ポスター、パンフレット等の広報資料については、運用の改善（各行政機関への通知等）により移管を開始することも可能であるが、その根拠を明確にするため、官房長等申合せにおいて規定する移管対象に追加することとすることが望ましい。

(参考2)

国立公文書館法(平成11年法律第79号)(抄)

- 第15条 国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、当該国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。
- 4 内閣総理大臣は、第2項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。

改定後の移管基準（全体）

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について

(注)今回改正はされない。

平成13年3月30日

閣 議 決 定

国の行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法(平成11年法律第79号)第15条第1項に基づき、次のとおり定めることとし、平成13年4月1日から実施する。

- 1 国の行政機関がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次に掲げる事項が記録されたものとする。
 - (1) 我が国政府の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるものに係る意思決定
 - (2) (1)の決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程
- 2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、行政機関から内閣総理大臣(独立行政法人国立公文書館)に対し、当該行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管することとする。ただし、歴史資料と

して重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適当なものが置かれる行政機関においては、当該機関に当該公文書等を移管することとする。

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）の実施について

平成13年3月30日
各府省庁官房長等申合せ

改正 平成17年6月30日

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）を実施するため、次のとおり申し合わせる。

- 1 歴史資料として重要な公文書等として国の行政機関(3(1)に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。)から内閣総理大臣(独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。))に移管すべきものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。)第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了した行政文書のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるもの(以下「国政上の重要事項等」という。)に係る意思決定を行うための決裁文書(当該決裁文書と一体不可分の記録であって、当該決裁文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。)
 - (2) 国政上の重要事項等に係る意思決定に基づく当該行政機関の事務及び事業の実績が記録されたもの
 - (3) 以下の から までのいずれかに該当するもの

昭和20年までに作成され、又は取得された文書

行政文書を作成し、又は取得したときから保存期間が30年以上経過した文書
(保存期間が30年未満であっても、延長により結果として30年以上経過した文書を含む。)

閣議請議に関する文書

事務次官(事務次官が置かれていない機関にあっては、それに相当する職)

以上の決裁した文書

行政機関がその施策等を一般に周知させることを目的として作成した広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等の広報資料のうち当該行政機関の本府省庁が保有しているもの

文書閲覧制度に基づき閲覧目録に掲載された文書

2(4)の規定により、予算書、決算書、年次報告書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される文書のうち、各行政機関の長と移管について協議し、包括的な合意がなされたもの

2(5)の規定により、内閣総理大臣が指定した特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書であって、各行政機関の長と移管について協議し、合意に達したもの

(4) 各行政機関(3(1)に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。以下同じ。)の保有する行政文書であって、(1)から(3)までのいずれにも該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたもの
その他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について協議し、各行政機関と合意したもの

2 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のと

おりとする。

(1) 歴史資料として重要な公文書等の各行政機関から内閣総理大臣への移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて各年度ごとに策定する移管計画に基づいて、移管しようとする行政文書の保存期間が満了した後直ちに行う。

(2) 各行政機関の長は、内閣総理大臣が移管計画を策定しようとする対象年度内に保存期間が満了することとなる行政文書であって、かつ、保存期間を延長する必要のないもののうち、1(1)から(3)までの一に該当するものを、及び に該当するものを除き、内閣総理大臣に移管を申し出ることとする。ただし、当該行政文書に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第4号から第6号までに該当する情報が記録されている場合にあっては、事前に申出について個別に協議することを求めることができる。

1(3) 及び に該当する文書のうち、勤務評定、休職、休暇、旅行命令等専ら職員の人事、服務に関する個人情報に係るもの

1(3) 及び から までに該当する文書のうち、各行政機関の長が移管することが適当でないと考え、当該行政文書の移管を申し出ないことについて内閣総理大臣と合意したもの

(3) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、各行政機関の長から申出のあった行政文書のうち、国立公文書館において保存することが適当であると認められるものの移管を受けることとする。ただし、(2)ただし書の規定により、行政機関の長から事前協議を求められた場合には、国立公文書館の意見を聴いて、当該行政文書の移管の申出の可否について各行政機関の長と協議することとする。また、国立公文書館の意見を聴いて、1(4)に該当する可能性のある行政文書があると認められる場合、その移管の可否について各行政機関の長と協議し、合意に達

したものの移管を受けることとする。

(4) 内閣総理大臣は、予算書、決算書、年次報告書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される行政文書については、保存期間満了前に、予め各行政機関の長と移管について協議し、包括的な合意に達したものの移管を受けることとする。

(5) 内閣総理大臣は、各行政機関と協議の上、特定の国政上の重要事項等として指定した事項に関連して作成された行政文書については、保存期間満了前に、予め各行政機関の長と移管について協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。

(6) 国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき国立公文書館の意見を聴くに当たって、同館が述べる意見の充実が図られるよう、内閣総理大臣は、当該年度に保存期間の満了する各行政機関の保有する行政文書のうち、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成13年3月30日閣議決定、以下「閣議決定」という。）等に照らして、同館において保存することが適当であると認められる文書の内容を同館が把握・精査するため、当該文書を特定の上、内閣府及び同館職員に対する提示及び説明その他必要な協力を当該行政機関の長に求めることができる。この場合において、各行政機関の長は、行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲で当該求めに協力するものとする。

3 歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、利用に供する機関として適当なものが置かれる行政機関については、次のとおりとする。

(1) 閣議決定2のただし書に掲げる「歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適当なもの」は、情報公開法施行令第2条第1項の規定に基づき総務大臣が指定した機関のうち、次に掲げる機関とする。

宮内庁書陵部

外務省外交史料館

(2) 歴史資料として重要な公文書等として(1)に掲げる機関に移管すべきものは、当該機関が置かれる行政機関の保有する行政文書であって、情報公開法施行令第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了したもののうち、次に掲げるものとする。

1 (1)から(3)までに掲げるもの(ただし、2(2) に掲げるもの並びに当該行政機関の長が1 (3) 及び から までに該当する文書のうち移管することが適当でないと判断したものを除く。)

に該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他当該行政機関の長が当該行政機関に置かれる(1)に掲げる機関において保存することが適当であると認めるもの

(3) (1)に掲げる機関は、2 (5)の指定に係る特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書を当該機関が置かれる行政機関が保有している場合においては、内閣総理大臣がそれぞれの当該行政機関の長との間で協議し合意に達したものの移管を受けることとする。

(4) (3)の合意に基づき文書の移管を受けた(1)に掲げる機関は、当該文書の目録を作成し、内閣総理大臣(国立公文書館)に提出しなければならない。

(5) (1)に掲げる機関が歴史資料として重要な公文書等の移管を受ける場合の手続は、当該機関が置かれる行政機関において定める。

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）等の運用について

平成13年3月30日

各府省庁文書課長等申合せ

改正 平成17年6月30日

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）及び歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）の実施について（平成13年3月30日各府省庁官房長等申合せ。以下「各府省庁官房長等申合せ」という。）を運用するための細目を次のとおり申し合わせる。

- 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了することとなる行政文書を各府省庁官房長等申合せ1(1)又は(2)(3(2)において引用する場合を含む。)に該当するものとして移管の対象とすべきか否かについては、当該行政文書に記録されている情報の内容により、別表に示した基本的考え方に基づいて個別に判断するものとする。
- 2 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。
 - (1) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、毎年度当初、各行政機関の長に対し、当該年度における移管のスケジュールを示すとともに、当該年度において保存期間が満了することとなるものであって、かつ、保存期間を延長する必要の

ない行政文書のうち、各府省庁官房長等申合せ1(1)から(3)までの一に該当すると認められるもの(同申合せ2(2)及びに掲げるものを除く。以下においても同じ。)を申し出るよう求める。

(2) 各行政機関の長は、各府省庁官房長等申合せ1(1)から(3)までの一に該当するものを内閣総理大臣に申し出る。この場合において、当該申出に係る行政文書が他の行政機関(宮内庁及び外務省を含む。以下においても同じ。)により作成され、又は取得されたものであるときその他他の行政機関において移管の可否を判断することにつき正当な理由があると認められるときは、各行政機関は、当該申出を行うことについて、原則として当該他の行政機関と協議するものとする。なお、当該申出に係る行政文書が他の行政機関において秘密文書の取扱いを受け、かつ、秘密にしておく期間が経過していないものであるときは、各行政機関は、当該他の行政機関と協議の上その意見を尊重するものとする。この際、当該行政文書に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると認められるときは、当該他の行政機関は、その旨を当該行政機関に連絡するものとする。また、当該申出に係る行政文書の保存期間が当該年度の移管計画の決定前に満了することとなるときは、各行政機関は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。

(3) 内閣府及び国立公文書館職員が各府省庁官房長等申合せ2(6)に基づき当該年度に保存期間の満了する各行政機関の保有する行政文書のうち、内閣総理大臣が同館において保存することが適当であると認められる特定された文書の内容の把握・精査のための提示及び説明を受けるに際しては、各行政機関の文書担当主管課は内閣総理大臣からの求めに応じ、行政文書の性質・内容に応じて可能な範囲

で、必要な協力を行うものとする。

(4) 内閣総理大臣は、各行政機関の長からの申出を受け、国立公文書館の意見を聴いて、同館において保存することが適当なものとして移管を受ける対象について各行政機関の長と協議する。

(5) 内閣総理大臣は、(4)と並行して、国立公文書館の意見を聴いて、各府省庁官房長等申合せ 1(4)に該当する可能性のある行政文書があると認める場合、その移管の可否について各行政機関の長と協議する。この場合において、当該協議に係る行政文書が他の行政機関により作成され、又は取得されたものであるときその他の行政機関において移管の可否を判断することにつき正当な理由があると認められるときは、内閣府は、その移管の可否について、原則として当該他の行政機関とも協議するものとする。また、内閣総理大臣の協議を受けてから当該年度の移管計画の決定までの間に、当該協議に係る行政文書の保存期間が満了することとなるときは、各行政機関は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長し、廃棄しないものとする。

(6) 内閣総理大臣は、上記(4)及び(5)の協議がすべて調ったところで、各行政機関の長との合意に基づき当該年度の移管計画を決定する。

(7) 内閣総理大臣は、決定された移管計画に基づき、保存期間が満了した行政文書について、順次移管を受けるものとする。この場合において、当該年度の移管計画の決定から実際に移管するまでの間に、移管することとされた行政文書の保存期間が満了することとなるときは、各行政機関は、実際に移管するまで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。

(8) (2)により他の行政機関から情報公開法第 5 条第 1 号から第 3 号までに掲げる情報が記録されていると連絡のあった行政文書を移管するときは、各行政機関は、

当該行政文書を移管することにつき当該他の行政機関に通知するものとする。また、当該行政文書の公開の可否の判断について移管の際に国立公文書館に連絡するときは、各行政機関は、原則として当該他の行政機関と協議するものとする。当該行政文書が国立公文書館に移管された後において当該判断を国立公文書館に連絡するときも、同様とする。